

ごみ出しは定められた日に！

※お問い合わせは
環境課環境係 (☎880-6557) まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
2/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下鳥、前浜
5	金	立田
6	土	田村
8	月	下腔内、物部、久枝(開田)
9	火	稲生
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
13	土	篠原、明見
15	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
17	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
18	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西鳥、古市
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
20	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
22	月	国分、比江、左右山、岩村
23	火	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
24	水	中鳥、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
25	木	久礼田、植田
26	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、穴崎、外山、中谷
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘
3/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下鳥、前浜

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
2月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
2月2日・16日 (第1・3火曜日)	下鳥、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下腔内を除く)、野田、後免町
2月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、穴崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
2月8日・22日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
2月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西鳥、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ北)、岩村、下腔内
2月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小連、常通寺島、定林寺、滝本、中鳥、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
3月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
2/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
5	金	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
6	土	中鳥、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
8	月	十市(南部)
9	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
11	木	立田、田村
12	金	後免町、野田
13	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西鳥、古市
15	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
16	火	領石、植野、久礼田、植田
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
19	金	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
20	土	中鳥、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
22	月	下腔内、物部、久枝(開田)
23	火	久枝(開田を除く)、下鳥、前浜
24	水	稲生
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
26	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、穴崎、外山、中谷、白木谷、八京
27	土	国分、比江、左右山、北小籠
3/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
2月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺
2月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
2月5日・19日 (第1・3金曜日)	下鳥、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下腔内を除く)、野田、後免町
2月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、穴崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
2月11日・25日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
2月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西鳥、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ北)、岩村、下腔内
2月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小連、常通寺島、定林寺、滝本、中鳥、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
3月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺

INFORMATION

住民税(市・県民税)の申告

年金受給者の
所得税申告も市役所で
申告期間中は大変混雑が予想され、お待たせする場合があります。領収書などの資料をお持ちの方は、事前に集計など整理をお願いします。
なお、年金受給者などの方で所得税の申告をされる方も、市役所で申告を受け付けられますので、案内状を持参し、指定の日時にこ来庁ください。
e-tax申告も可能です。
また、所得税の確定申告を済まされ、そのほかの収入がない方は住民税の申告は必要ありません。

■申告期間
2月16日(火)～3月15日(月)

※お問い合わせは
税務課市民税係
(☎880・6554) まで

介護保険利用者の方へ

介護保険を利用されている方は、確定申告(所得税)や市・県民税などの申告をする場合に、次のような控除を受けられる場合があります。
■障害者控除
要介護認定を受けられた65

歳以上の方で、要介護度が2以上の方は、障害者手帳交付の有無に関わらず、障害者控除の対象となる場合があります。その場合には、保健課が発行する認定書が必要です。
■医療費控除
施設に入所または在宅サービスを利用されている方が負担しているなかで、医療費控除に該当するサービス料がありますので、領収書を添えて申告してください。認められる医療費から一定の金額を差し引いた分が控除対象となります。

※お問い合わせは
税務課市民税係
(☎880・6554) まで

所得税・消費税および地方消費税の確定申告と納税はお早め

南国税務署では、確定申告や収支内訳書などの提出書類について、ご自分で作成し、e-tax(電子申告) または郵送でお早めに提出いただくことをお勧めしています。
e-taxに関する手続きの詳細は、e-taxホー

また、ご自身で確定申告書の作成ができるよう、パソコンを備えた申告相談会場を設置し、記載方法やパソコンの入力方法のアドバイスを行います。
なお、案内状が送付されている年金受給者などの方は、当案内状を持参し、市役所税務課で申告を行ってください。
■所得税の確定申告期間
2月16日(火)～3月15日(月)
■消費税および地方消費税の確定申告期限/3月31日(水)

※お問い合わせは
南国税務署
(☎863・3215) まで
e-taxホームページ
(http://www.e-tax.na.go.jp)

山田堰春期水止め

■水止め期間
3月1日(月)午前8時から3月9日(火)午後5時まで
■水止め水路/山田堰井筋土
■備考/天候やしゅんせつ、補修作業の都合で期間を延長することもあります。
※お問い合わせは
山田堰井筋土地改良区
(☎0887・52・2311) まで



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、**翌月の末日**です。忘れず納めましょう。

任意加入制度

国民年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めることにより、満額の老齢基礎年金(792,100円)が受けられることになっています。しかし、保険料を納められなかったり、公的年金に未加入の期間があると、満額の基礎年金は受けられません。また、保険料を納めた期間(免除や学生納付特例が認められた期間を含む)が25年以上なければ、年を取ってから年金を受けられない場合もあります。
任意加入制度は、60歳までに受給資格期間を満たせない方や、受給資格期間は満たしていても、未納や未加入期間があるため減額となる年金を、より満額に近づけたいという方のために、60歳以降も引き続き65歳まで国民年金に加入できる制度です。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、

65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、特例的に70歳まで延長して任意加入することができます。ただし、任意加入の方には免除制度は適用されず、必ず保険料を口座引き落としにすることが義務付けられています。

ねんきん定期便の送付

昨年4月から現役の年金加入者に対する「ねんきん定期便」が送られていますが、昨年末より老齢年金受給者で厚生年金の加入期間がある方に対して、「標準報酬のお知らせ」が送られて始めています。届いた方は、厚生年金加入時の給料との確認をお願いします。

※お問い合わせは
市民課年金係 (☎880-6555)
南国年金事務所 (☎864-1111) まで